

平成25年度 第1回 横浜市美術資料収集審査委員会 会議録

1 日 時 平成25年5月8日（水） 14時30分～15時15分

2 場 所 横浜美術館 円形フォーラム

3 出席者 岡部 あおみ 委員、草薙 奈津子 委員、清水 真砂 委員、建畠 哲 委員、松本 透 委員

4 欠席者 金子 隆一 委員

5 傍聴者 なし

6 議事内容

議題	横浜市美術資料収集候補作品の審査
委員意見等	<p>1 定足数の確認 委員数6名のうち5名の出席により定数を充足しており、会議の成立を確認した。</p> <p>2 本委員会の公開・非公開について 〈審議結果〉 横浜市の保有する情報の公開に関する条例 第31条及び横浜市美術資料収集審査委員会運営要綱 第8条に基づき、作品説明と質疑については公開とし、審査書の作成以降については非公開とした。</p> <p>3 収集候補作品の審査 収集候補作品1点（購入：奈良美智作「春少女」）について、横浜美術館が説明した後、一時保管庫前室にて作品を実見した。 審議の結果、全会一致で上記1点について、収集が妥当との結論が出た。議事については以下のとおり。</p> <p>〈議事〉 （横浜美術館）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・本作品は、横浜市美術資料収集方針のうち、「2（1）現代美術の展開と流れの眺観に役立つ作品」及び「2（2）今日の美術が内包する問題点を明確に表している作品」に当てはまる作品である。</li><li>・横浜美術館では、過去2回、2001年と2012年に奈良美智氏の個展を開催している。</li><li>・本作品は、2012年の展覧会で展示された大型の三つの絵画作品のうちの1点である。大型カンヴァスの採用、色彩の断片を塗り重ねることによる光の表</li></ul>

現など、奈良氏の新しい様式を示す代表作と呼べる作品であり、収集が望まれる。

- ・奈良氏の作品は近年、価格が高騰していることもあり、最近では海外の画廊、美術館が購入することが多い。本作品も、横浜美術館で収集できなければ、国外流出することも予測される。

(委員)

- ・これまでの国内での奈良美智作品の購入事例にはどのようなものがあるのか。

(横浜美術館)

- ・個人コレクターによる購入が多い。

(委員)

- ・美術館では、国立国際美術館や東京都現代美術館などの購入事例がある。

(委員)

- ・「大型の絵画作品3点中の1点」とのことだが、他の2点は売却されたのか。

(横浜美術館)

- ・2点のうち1点は売却済みという情報を得ている。

(委員)

- ・サインはあるのか。

(横浜美術館)

- ・裏面にある。

※全員で、裏面に書かれている「y n 春」という文字を確認した。

(委員)

- ・横浜市の美術作品購入予算はどうなっているのか。恒常的な予算があるのか。

(横浜美術館)

- ・横浜市では、市の文化基金で購入している。一般会計予算ではない。

(委員)

- ・今回、この時期に、この1点についてのみ収集審査委員会を開催したのはなぜか。

(横浜美術館)

- ・奈良氏の作品は海外からのオファーを多数受けているため、4月に巡回展が終わった後、なるべく早くに委員会に諮る必要があったからである。

(委員)

- ・現代美術の重要な作家である奈良氏の作品を購入するのは、今回の機会を逃せば、難しいだろう。2回個展を開催するなど、横浜美術館と関わりの深い作家でもあり、購入が望ましい。

- ・奈良氏の代表作と言ってよいクオリティの作品であり、収集に値する。

## 平成25年度第1回横浜市美術資料収集審査委員会

## 購入候補作品

番号	分野	作家名	作品名	制作年	材質・形状
1	日本洋画	奈良 美智	春少女	2012	アクリル、カンヴァス

計1件1点

平成 25 年 5 月 8 日

# 平成 25 年度 第 1 回 横浜市美術資料収集審査委員会 次 第

## 1 開 会

- (1) 委員及び出席者紹介
- (2) 委員会の開催要件について
- (3) 委員会の公開・非公開について

## 2 収集候補作品の説明

## 3 収集候補作品の審査

- (1) 検分審査
- (2) 質疑応答

## 4 審査用紙記入・審査報告書作成

## 5 その他

### 【配布書類】

- 横浜市美術資料収集審査委員会 委員名簿
- 平成 25 年度 第 1 回横浜市美術資料収集審査委員会 タイムスケジュール
- 資料 1：横浜市美術資料収集審査委員会運営要綱
- 資料 2：委員会の開催、公開・非公開に関する条例・要綱（抜粋）
- 資料 3：横浜市美術資料収集方針
- 審査用紙
- 座席表

横浜市美術資料収集審査委員会  
委員名簿

(50音順, 敬称略)

H25.1.1～H26.12.31

氏名	現職
岡部 あおみ	美術評論家
金子 隆一	東京都写真美術館 専門調査員
草薙 奈津子	平塚市美術館 館長
清水 真砂	世田谷美術館 学芸部長
建畠 哲	京都市立芸術大学 学長
松本 透	東京国立近代美術館 副館長

**平成 25 年度 第 1 回 横浜市美術資料収集審査委員会（5 / 8）**  
**タイムスケジュール**

	時 間	内 容
	14:25	開場（傍聴者 入室）
開会	14:30	開会
	14:30～14:35 (5分)	事務連絡 (横浜市文化振興課)
収集候補 作品の 説明・審査 【50分】	14:35～14:40 (5分)	収集候補作品の説明 (横浜美術館)
	14:40～15:00 (20分)	検分審査
	15:00～15:20 (20分)	質疑応答
	15:20～15:25 (5分)	審査用紙記入・審査報告書作成
閉会	15:25	審査終了
	15:25～15:30 (5分)	事務連絡 (横浜市文化振興課)
	15:30	委員会終了

横浜市美術資料収集審査委員会運営要綱

制 定 平成 24 年 3 月 28 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号）第 4 条の規定に基づき、横浜市美術資料収集審査委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定め、横浜市が設置する美術館における美術作品その他の美術に関する資料（以下「美術資料」という。）の購入、寄贈及び寄託の受け入れ（以下「収集」という。）の手続きを定めることにより、美術資料の収集の適正化及び公正化を図ることを目的とする。

(美術資料)

第 2 条 横浜市が収集する美術資料は別途定める「横浜市美術資料収集方針」（以下「収集方針」という。）によるものとする。

(担当事務)

第 3 条 横浜市附属機関設置条例第 2 条第 2 項に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 収集方針の適合性の審査に関すること。
- (2) 芸術性及び真贋性の審査に関すること。

(委員)

第 4 条 委員は、絵画、彫刻、工芸、写真、デザイン等美術資料の各部門について学識経験を有し、人格が高潔で、かつ、公正な判断ができる学識経験者から市長が任命する。

- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の代理は、認めないものとする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長とする。
- 3 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、委員会に、横浜美術館館長の出席を求め、美術資料の収集に関する意見を聴かなければならない。

(価額評価委員会)

第7条 購入しようとする美術資料の価額を決定するため、委員会に分科会として横浜市美術資料価額評価委員会（以下「価額評価委員会」という。）を置く。

- 2 価額評価委員会は、委員長が指名する委員若干人をもって組織する。
- 3 価額評価委員は、学識経験を有する者及び専門家のうちから、当該美術資料について、各作品分野3人以上10人以下の範囲内において、委員長が指名する。また、購入しようとする美術作品について、利害関係を有しない者を委員長が指名する。
- 4 価額評価委員会に価額評価委員長1人を置き、価額評価委員の互選によりこれを定める。
- 5 委員会は、その定めるところにより、価額評価委員会の議決をもって委員会の議決とすることができる。
- 6 第6条の規定は、価額評価委員会の会議について準用する。この場合において、同条中の「委員長」とあるのは「価額評価委員長」と、「委員」とあるのは「価額評価委員」と読み替えるものとする。

(会議の非公開)

第8条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、委員会の会議（価額評価委員会を含む。）については、非公開とする。ただし、委員の承諾があれば、議事内容は一部又は全部を公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第9条 委員長又は価額評価委員長は、委員会又は価額評価委員会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、文化観光局文化振興部文化振興課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後最初に第3条第1項の規定により任命する委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日から平成24年7月31日までとする。
- 3 この要綱の施行後最初の委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。



## 委員会の開催、公開・非公開に関する条例・要綱（抜粋）

### 横浜美術資料収集審査委員会運営要綱

#### 第 6 条

（第 1 項、第 2 項は省略）

3 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

（第 4 項以下は省略）

### 横浜市の保有する情報の公開に関する条例

第 31 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 14 条の規定に基づき設置する審議会等の附属機関（以下「附属機関」という。）の会議は、公開する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 他の法令等に特別の定めがある場合
- (2) 非開示情報に該当する事項を審議する場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

### 横浜美術資料収集審査委員会運営要綱

第 8 条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）第 31 条の規定により、委員会の会議（価額評価委員会を含む。）については、非公開とする。ただし、委員の承諾があれば、議事内容は一部又は全部を公開とすることができる。

(別紙) (要綱第 2 条関連)

### 横浜市美術資料収集方針

近代及び現代美術の流れが展望できる内外のすぐれた美術資料を体系的に収集する。

- 1 西洋文化の流入窓口であった横浜開港当時からのヨーロッパ近代美術と日本近代美術の相互影響の足跡がたどれる作品
- 2 (1) 現代美術の展開と流れの眺観に役立つ作品  
(2) 今日の美術が内包する問題点を明確に表している作品  
(3) 近代美術の一分野としての写真の代表作品  
(4) 現代の市民生活に密着した分野（デザイン、工芸、建築及びビデオ）の代表作品
- 3 横浜ゆかりの代表的作家の作品  
岡倉天心との関係を含めて、原三溪に庇護された、日本近代美術の発展に寄与した作家の作品
- 4 第 1 項から第 3 項に関連する資料

平成25年度 第1回 横浜市美術資料収集審査委員会  
審査用紙(購入)

審査

委員名 \_\_\_\_\_

印 \_\_\_\_\_

収集方針への適合性、芸術性及び真贋を審査した上で、収集が妥当の場合は、上記右端の審査欄に  を記入してください。妥当でない場合には、審査欄に×を記入してください。なお、審査対象の作品についての所見は、下の所見欄に記入してください。

番号	分野	作家名	作品名	制作年	形状・材質
001	日本洋画	奈良 美智	春少女	2012	アクリル絵具、カンヴァス

所見欄

出入口

出入口

傍聴

横浜美術館			
○	○	○	○
大澤 学芸員	金井 学芸員	内山 主任学芸員	操 G長
○	○	○	○
天野 主席学芸員	沼田 主席学芸員	柏木 G長	逢坂 館長

事務局			
			○ 伊藤
○ 池尻 部長	○ 佐藤 課長	○ 中嶋 係長	○ 中山

○ 松本委員	清水委員 ○
○ 建島委員	岡部委員 ○
草薙委員長	
○	

荷物置き